

## 新型コロナウイルス感染拡大防止のための学級閉鎖・臨時休業等に関する指針（報告）

学校園において児童生徒等が感染者になった場合は、以下の考え方を目安に、原則として学校園ごとに学校の設置者（教育委員会）が判断を行う。

### 1. 学級閉鎖

#### ①条件

- ・クラスに1名感染者が出て、感染可能期間（発症の2日前〔無症状者の場合は陽性確定に係る検体採取日の2日前〕以降）中に登校園があった場合

#### ②期間

- ・同一クラスの児童生徒等を対象としたPCR検査を実施する場合は、結果が出るまで
- ・PCR検査を実施した結果、新たに感染者が確認された場合は、当該感染者との最終接触日から7日間

### 2. 学年閉鎖

#### ①条件

- ・同一学年の複数のクラスが学級閉鎖となった場合（ただし、学年の学級数が2クラスの場合は1つのクラスが学級閉鎖となった時点で学年閉鎖とする。）

#### ②期間

- ・後から学級閉鎖となったクラスの閉鎖期間終了まで

### 3. 学校園の臨時休業

#### ①条件

- ・複数の学年が学年閉鎖となった場合
- ・上記以外でも、異なる学年で学級閉鎖となった場合であって、学校園内で感染が広がっている可能性が高い場合

#### ②期間

- ・学級閉鎖、学年閉鎖の期間に準じて、状況に応じて判断を行う。

### 4. その他

- ・すでに臨時休業を実施している中学校と同じ校区内の小学校など、一定の地域内で感染が広がっている可能性が高い場合には、状況に応じて該当する学校の臨時休業を実施する。

※教職員が感染者となった場合は、感染可能期間中における学校園での活動状況に応じ、上記の条件・期間に準じて判断を行う。